


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>市立狭山保育園の設置に係る東大和市立保育園設置条例施行規則の文言整理を行うことで、同時に改正を行う東大和市緊急一時保育実施要綱と内容の整合性を図るもの。</p> <p>(1) 主な改正内容 文言の整理</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 市立狭山保育園で実施する事業の規定の整合性が図られる。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
文書課審査済				
3. 留意事項 (問題点等)				
特になし				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。